

## ◎介護保険を利用した住宅改修について

### ①申請前

工事施行業者（以下、事業所と呼ぶ。）へ、介護保険を利用した住宅改修を希望される旨をお伝えください。

対象者：要介護・要支援認定を受けている介護保険被保険者（以下、被保険者と呼ぶ。）

補助額：最大18万円（介護保険負担割合が1割の被保険者の場合）

※全額補助ではなく、介護保険負担割合証の負担段階に応じた自己負担が発生します。

※工事費用から補助費が割引されますので、被保険者は割引後の費用を事業所にお支払いください。

※補助費は工事を行う事業所へ後日振り込まれます。

対象工事： 1. 手すりの取り付け      2. 段差の解消      3. 床材の取換え  
4. 引き戸への交換      5. 洋式便器への改修      6. その他

### ②申請

様式第32号の1の各項目内に必要事項をそれぞれご記入のうえ、事業所作成の見積り、施工箇所の写真（撮影日入）、介護支援専門員の作成した工事が必要と認められる理由書を添付し、泉崎村役場保健福祉課（以下、保健福祉課と呼ぶ。）の窓口へ申請願います。

### ③申請後～施工前

②で申請された後、保健福祉課が改修対象となる住宅を訪問し、施工箇所や内容について申請書と相違がないか確認を行います。その後、被保険者と事業所のそれぞれに**住宅改修承認通知書**または**住宅改修却下通知書**が送付されます。**住宅改修承認通知書**が届きましたら施行日程を調整のうえ工事を進めてください。

### ③施工完了後

施工完了後、施工箇所の写真（撮影日入）、領収書（内訳書含む）を添付した**様式第32号の2**を保健福祉課窓口までご提出願います。後日、保健福祉課が改修対象となった住宅を再度訪問し、施工箇所や内容が申請書と相違がないか確認を行います。その後、被保険者と事業所に**住宅改修支給決定通知**が送付され、様式第32号の2に記載された事業所の口座に補助額が振込まれます。

ご不明な点等ございましたら、下記窓口までご連絡ください。

（事務担当：泉崎村役場 保健福祉課 TEL0248-54-1333）